|  |
| --- |
| 様式第2号（第12条関係） |
| 一般粉じん指定施設設置（使用・変更）届出書 |
| 令和　　年　　月　　日 |
| 環境保全センター所長 |
|  |  | 住　　　　所 |  |
|  | 届出者 | 氏名又は名称 |  |
|  |  | 法人にあっては、その代表者の氏名 |  |
|  |
| 　福島県生活環境の保全等に関する条例第13条第2項（第14条第2項、第15条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。 |
| 工場又は事業場の名称 |  |
| 工場又は事業場の所在地 |  |
| 一般粉じん指定施設の種類、構造並びに使用及び管理の方法 | 付表のとおり |
| 資本の額又は出資の総額 |  | 常時使用する従業員の数 |  |
| 公害防止担当部課（担当者氏名・連絡先） |  |
| （電話番号） |
| 業種 | 中分類 |  | 小分類 |  |
| 事業の内容 |  |
|  |
| ※整理番号 |  | ※受付年月日 | 　　　年　　月　　日 |

備考

1　変更の届出の場合は、変更のある部分について、変更前と変更後の内容を対照させること。

2　業種の欄は、日本標準産業分類により記入すること。

3　※印の欄は、記入しないこと。

4　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

付表

|  |
| --- |
| 一般粉じん指定施設の種類、構造並びに使用及び管理の方法 |
| 一般粉じん指定施設の種類 |  |  |
| 工場又は事業場における施設番号 |  |  |
| 名称及び型式 |  |  |
| 設置年月日 | 令和　　年　　月　　日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 工事着手予定年月日 | 令和　　年　　月　　日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 使用開始予定年月日 | 令和　　年　　月　　日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 規模 | 原動機の定格出力（kW） |  |  |
| 処理能力（kg/h） |  |  |
| 処理対象物の種類及び通常の月間処理量（t/月） |  |  |
| 使用及び管理の方法 | 一般粉じん指定施設がその中に設置されている建築物の概要 |  |  |
| 集じん機 | 種類、名称及び型式 |  |  |
| 集じん効率（％） |  |  |
| 送風機の原動機出力（kW） |  |  |
| 防じんカバーの設置状況 |  |  |
| その他の方法 |  |  |

備考

１　一般粉じん指定施設の種類の欄には、動力打綿機又は動力混打綿機の別を記入すること。

２　設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。

３　その他の方法の欄には、集じん機又は防じんカバーの設置と同等以上の効果を有する措置について記入すること。

４　一般粉じん指定施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した槻要図を添付すること。概要図は、日本産業規格A列4番の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

発生源施設等一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 分 | 届出内容 | 変更前 | 設置･使用･変更･廃止 | 変更後 |
| 発生源施設等の種類 | 発生源施設等の種類 | 発生源施設等の種類 |
| 項番号 | 名　 　称 | 台数 | 項番号 | 名 　　称 | 台数 | 項番号 | 名　 　称 | 台数 |
| 福島県生活環境の保全等に関する条例 | 1　ばい煙指定施設　　設置（使用・変更）　　（第13, 14, 15条）2　一般粉じん指定施設　　設置（使用・変更）　　（第13, 14, 15条）3　特定粉じん指定施設　　設置（使用・変更）　　（第13, 14, 15条）4　排水指定施設　　設置（使用・変更）　　（第30, 31, 32, 43, 44条）5　揚水設備　　設置（使用・変更）　　（第55, 56, 57条） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 大気汚染防止法 | 1　ばい煙発生施設　　設置（使用・変更）　　（第6, 7, 8条）2　揮発性有機化合物排出施設　　設置（使用・変更）　　（第17条の5, 6, 7)3　一般粉じん発生施設　　設置（使用・変更）　　(第18, 18条の2, 3)4　特定粉じん発生施設　　設置（使用・変更）　　(第18の6, 7, 8)5 水銀排出施設　　設置（使用・変更）　　（第18条の28, 29, 30) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 水質汚濁防止法 | 1　特定施設　　（第5条1項に係るもの）　　設置（使用・変更）　　（第5, 6, 7条）2 有害物質使用特定施設　　(第5条2項に係るもの)　　設置（使用・変更）　　（第5, 6, 7条）3　有害物質使用特定施設　　（第5条3項に係るもの）　　設置（使用・変更）　　（第5, 6, 7条）4　有害物質貯蔵指定施設　　設置（使用・変更）　　（第5, 6, 7条） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考 | １ | 届出内容の欄は、該当する番号に○印を付すこと。 |
|  | ２ | 設置・使用・変更・廃止の欄は、該当する届出を○で囲み、届出に係る発生源施設等の種類について、関係法令に規定する項番号及び名称を記載すること。なお、届出によって発生源施設の数が変更になる場合は、変更前と変更後の欄にも記載すること。 |